



アスベスト対策の現状

建築資材、電気製品、家庭用品…。私たちの日常生活において、石綿（アスベスト）は様々な用途に幅広く利用されてきました。しかし近年になって、この石綿に起因する中皮腫や肺がんといった健康被害が多発して大きな問題となっています。そのため、政府や地方自治体、事業者が一体となってアスベスト対策に取り組んでいるところです。

そうした対策の一つに、昨年の3月に施行された「石綿による健康被害の救済に関する法律（アスベスト新法）」による救済給付制度があります。これは、石綿による健康被害を受けた方やその遺族で、労災補償の対象とならない方に対して、「医療費等の救済給付」を支給する制度です。この制度により認定を受けた方々は、累計で2475名となりました（平成19年5月1日現在）。

また、環境省では、石綿を扱っていた工場周辺などでの被害の可能性のある地域の方を対象に、アスベスト被害の広がりや健康への影響などを分析すべく「健康リスク調査」を昨年度からスタートさせています。18年度は、大阪府泉南地域、兵庫県尼崎市、佐賀県鳥栖市において実施されました。19年度は、これらの3地域に加え、岐阜県羽島市、奈良県、横浜市鶴見区でも行う予定です。



アジアの市長によるEST国際会議

「アジアの市長による環境的に持続可能な交通（EST: Environmentally Sustainable Transport）に関する国際会議」が、4月23、24日に京都の国立国際会館で開催されました。環境省では、これまで国連地域開発センターなどととも、アジア地域におけるESTの実現を目指し、政府ハイレベルによる政策対話会合を開催するなど、国レベルによる取り組みを進めてきたところです。今後、国レベルとともに都市レベルにおいてもESTに関する取り組みを強化することによる相乗効果が期待されています。そうした効果を高める上でアジア開発銀行との連携は不可欠で、「第40回アジア開発銀行年次総会」が5月に京都で開かれる機会を活かし、そのプレイベントとして開催されました。

本会議では、アジア14カ国から23都市の市長らが参加し、各都市におけるESTの先進事例に関する発表や、アジアの都市交通におけるESTの実現に向けた政策対話などが行われました。その結果、ESTの実現に向けた取り組みへの意思を宣言した「京都宣言」が採択され、アジアの都市におけるESTの重要性と行動の必要性が認識されました。

新たに「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」が始まります

環境省では、新たに「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」を定め、これまで以上に不法投棄対策に力を入れることになりました。このウィークに指定されたのは、「ごみ減量・リサイクル推進週間」でもある、5月30日（ごみゼロの日）から、6月5日（環境の日）までの一週間。この週の前後には、全国で国、自治体、地域住民、NPOなどによる監視パトロール活動や一斉美化活動、不法投棄防止に向けてのパネル展示などのキャンペーン活動が行われます。

循環型社会の実現には、廃棄物のReduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の3Rの推進が不可欠です。そのためには、廃棄物を貴重な資源として捉え、適正に処理していく仕組みを作り上げることがとても重要になってきます。このウィークを機に、不法投棄を発生させない環境づくりをより一層進め、循環型社会形成への確実な一歩としたいものです。



イラストレーション／タニダリョーコ



6月は「環境月間」です

6月5日は何の日かご存知ですか？ 正解は、「環境の日」です。これは、1972年6月5日からストックホルムで「国連人間環境会議」が開催されたのを記念して定められたものです。国連では、日本の提案を受けて、毎年6月5日を「世界環境デー」としています。世界各国では、この日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするための各種行事が行われています。

日本でもこの日を「環境の日」とすることが、「環境基本法」によって定められています。さらに平成3年度からは、6月を「環境月間」として、国、地方公共団体、企業、NGO、国民の参加と協力のもとに、全国で様々な行事が行われてきました。

中でも代表的なイベントと言えるのが、「エコライフ・フェア」です。このフェアでは、子供から大人まで、楽しみながらライフスタイルを見つめなおすきっかけとなる様々なブースが出展されます。今年も、6月2日（土）、3日（日）の両日、東京都渋谷区の代々木公園ケヤキ並木を会場に行われます。省エネ製品の展示や、環境保全への取り組みを紹介する企業・NGOのブース、ステージでのトークショーなど、少しでも環境問題に関心のある人には見逃せないイベントです。